

所得税法第56条の廃止めざし、新潟県議と懇談

「趣旨よくわかる」「人権問題だ」 理解深まり共感広がる

新商連婦人部協議会（新潟県婦協）は昨年 12 月に開いた三役会で、新潟県議会への『所得税法第 56 条廃止を求める請願』提出に向け新潟県議との意見交換の場を持てるよう、議員へ働きかけることを決め、1 月中旬に総務文教委員会所属議員全員に「所得税法第 56 条」の問題に関する懇談のお願い文書を返答用紙とあわせて郵送しました。

2 月上旬までに、自民党議員を除く、全総務文教委員会所属議員から返答がありました。大淵健議員（民主党会派代表）、秋山三枝子議員（民主党）、長部登議員（社民党）、池田千賀子議員（無所属）の 4 人の議員とそれぞれの会派執務室で懇談を行うことになりました。

2 月 10 日の大淵議員との懇談には渡辺会長はじめ三役 6 人が参加しました。冒頭渡辺会長が問題について説明すると、「いままでの国会答弁等で政府見解を調べてみた」「たしかに 56 条は人権問題。青色申告がネックになっていると感じている」「私自身、妻が西区の事務所に事務員として常駐しているが政務調査費から経費として親族に給料を払うことはできない決まりになっている」「みなさんがそう思うのはよくわかる」などと大淵議員から話がありました。「問題もよくご理解いただいて賛同していただける大淵議員にぜひ紹介議員になっていただきたい」と訴えると、「会派代表でもあり、すべての請願に対し紹介議員にはならないことにしている。会派のみなさんに、この請願が出されることは報告しておきます」と語り、1 時間ほど終始和やかに懇談できました。

2 月 12 日には、飛田野副会長と坂爪事務局が池田議員と懇談しました。池田議員が冒頭「柏崎市議時代にも同請願が提出されたことがあり、そのときこの問題について研究した。請願に賛成した覚えがある。趣旨は理解しているつもりだがもう一度説明してほしい」と話し、請願書とパンフレットにそって説明しました。「おっしゃるとおり人権問題であるし女性差別の問題でもある。なぜ今の時代に残しておく必要があるのか。みなさんは廃止されない一番の要因がどこにあるとお考えですか？」との池田議員の問いに、飛田野副会長は「昔から業者は税金をごまかしているんじゃないかという疑念が根強い。だから貸借対照表をつけて青色申告にすれば間違いなく税金がとれる、給料も経費に認めると、国は青色申告を推進している。しかし私たちが主張しているのはそういう次元の問題ではないんです。白色申告でも青色申告でも働いてお父さんから給料をもらっている事実は同じ。どうして税務署長にお伺いをたてて了承をもらわなければ給料が認められないのか。先生がおっしゃるとおり人権の問題。記帳義務化で白色申告であっても毎月払う給料は帳面に記載される。青色申告にしたところで税務署長の裁量で取り消される場合もある」と話すと、大きく頷きながらメモを取っていました。

そのほか、わずかな控除しか認められないため子どもたちが商売を継ぐことができず、後継者問題・地域の衰退の原因ともなっていること。農家にとっても同様の問題があることから JA 県中央会女性協議会から賛同を得ていること、全国の意見書採択が広がり続けていることなどを説明しました。

池田議員からは賛同を広げる運動への取り組み方についてアドバイスがありました。「自民党議員の中での賛同が『議会採択』を勝ち取る上で大前提となる。自民党議員の誰か一人でも『紹介議員になる』といえればそれは自民党全体として賛成するということ。そのために一番有効なのは賛同団体を広げること。男女共同参画の視点から県内で女性の地位向上のため活動する団体へ働きかけ、賛同が得られたら請願者に名を連ねてもらおう。自民党支持団体が請願者になれば、56 条の問題も無視できなくなる」と話し、つながりのある団体を紹介してくれました。

引き続き、17 日に秋山議員、24 日に長部議員と懇談の予定です。

【報告】村上市議会本議会でも全会一致で採択しました。